



平成 23 年 4 月 14 日

各 位

会 社 名	J ト ラ ス ト 株 式 会 社
代表者の役職名	代表取締役社長 千 葉 信 育
(コード番号	8 5 0 8)
(上場取引所	大阪証券取引所 市 場 第 2 部)
問い合わせ先	取締役経営戦略部長 黒 田 一 紀
電 話 番 号	0 3 - 4 3 3 0 - 9 1 0 0

株式会社日本保証（当社子会社）における保証業務開始に関するお知らせ

当社及び当社の 100%子会社である株式会社日本保証（以下、「日本保証」という。）は、平成 23 年 5 月 2 日よりエステサロンを利用する顧客向け割賦債権に対する保証業務を行うことを本日開催の取締役会において決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 事業開始の趣旨

当社グループにおきましては、従来、株式会社ロプロを中心として信用保証業務の取扱いを行ってまいりましたが、平成 23 年 2 月 2 日付で、更なる全国展開を図ることを目的として新たに日本保証を設立いたしました。その日本保証が今般、業務を開始する第一弾として、主にエステサロンを利用する顧客向け割賦債権に対する保証を行うこととなりました。当社の子会社である西京カード株式会社（以下、「西京カード」という。）を窓口として、エステサロンの加盟店を募集し、その加盟店とエステティック契約を締結し利用する顧客の支払代金を西京カードが一括で立替払いを行います。エステサロンを利用する顧客は西京カードに立替金を弁済し、日本保証がその保証を行うというものであります。

現時点のエステサロンの加盟店数は約 30 社、取り扱い店舗数は 150 店舗以上となっており、さらに加盟店数は増加していくものと考えております。加盟店の持つ集客力や営業力を活かし、当社グループの与信ノウハウや経験を融合させることにより、お客さまの幅広いニーズに対しスピーディーに対応してまいります。また、西京カードが取り扱う割賦債権については延滞率が低く、ビジネスモデルとしては極めて収益性が高い事業分野であると期待しております。

今後は、日本保証が当社グループの信用保証業務の中核を担い、エステ業界以外にも保証提携先の拡大に注力してまいります。

2. 商品概要

対 象 債 権	個品割賦債権
金 額	100 万円以内（1 円単位）

3. 日 程

平成 23 年 4 月 14 日	当社取締役会決議
平成 23 年 4 月 21 日	西京カード取締役会決議（予定）
平成 23 年 5 月 2 日	本件保証業務提携開始（予定）

4. 西京カードの概要

商号	西京カード株式会社
事業内容	金融業
代表者	代表取締役社長 秋山 文彦
所在地	山口県周南市銀南街4番地 ウエスト92ビル4F
設立年月日	平成6年4月12日
資本金	6,000万円
従業員数	13名(平成23年3月31日現在)
株主構成	当社 80%、株式会社西京銀行 20%
登録番号	中国財務局長(6)第00101号

5. 今後の見通し

平成24年3月期の業績に与える影響は、平成23年5月12日公表予定の平成23年3月期決算短信におきまして、連結業績予想に含めてお知らせいたします。

以上